

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の 一部を改正する命令案について

第1 改正の概要

1 根拠となる法令の条項

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第1項並びに第7条第1項及び第2項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第8条第1項

2 内容

- (1) 他の特定事業者が行った本人確認を利用する本人確認方法の追加等（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「規則」という。）第3条第1項第1号関係）

ア 口座振替により決済される一定の特定取引については、その口座を開設している銀行等が行った本人確認及びその記録の保存を確認する方法が本人確認方法として認められているが、資金移動業者に係る為替取引を当該方法による本人確認を認める特定取引として追加する。

イ クレジットカード等により決済される一定の特定取引について、クレジットカード事業者が行った本人確認及びその記録の保存を確認する方法を本人確認方法として追加する。

- (2) 債務の弁済のための為替取引の本人確認が必要な取引からの除外（規則第6条第1項第7号関係）

取引額が10万円を超える為替取引については本人確認が必要とされているが、商品の代金等の支払のために行われるものであって、その支払を受ける者により、顧客等について、為替取引を行う特定事業者の例に準じた本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているものについては、取引額が200万円以下である場合に限り、本人確認が必要な取引から除くこととする。

- (3) その他所要の改正

資金移動業者による履行保証金信託契約の締結等を本人確認が必要な取引から除く（規則第6条第1項第1号関係）など、所要の改正を行う。

第2 施行日

平成22年4月1日